

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑩の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額</p>	
別表二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。
	3 「国税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。
	5 「②で按分した国税の控除限度額④」	「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に17.3分の5を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。）を、当該区域以外の都の区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率をそれぞれ記載します。
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
	8 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の5で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。